



平成 18 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 取締役兼執行役員 新宮 浩
経 営 本 部 長
(TEL . 03 - 5739 - 3360)

ストックオプション(新株予約権)の発行条件等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 4 月 5 日開催の当社臨時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日 平成 18 年 4 月 7 日
 2. 新株予約権の発行数 1,000 個 (各新株予約権 1 個当たりの株式数 1 株)
 3. 新株予約権の発行価格 無償とする
 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 1,000 株
 5. 新株予約権の行使に際しての払込金額 新株予約権 1 個当たり 448,000 円
1 株当たりの金額 (行使価額という) 448,000 円
行使価額は、新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の前日の終値。
 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 448,000,000 円
 7. 新株予約権の行使期間 平成 20 年 4 月 6 日から平成 28 年 4 月 5 日まで
 8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れない額 448,000 円 (1 株当たり 224,000 円)
 9. 新株予約権の割当対象者数 当社役職員および当社子会社の役職員 160 名
- (ご参考)
- ・臨時株主総会付議のための取締役会 平成 18 年 2 月 28 日
 - ・臨時株主総会の決議日 平成 18 年 4 月 5 日

平成 18 年 4 月 5 日開催の臨時株主総会で以下の内容を付議し、承認可決されております。

【参考】

平成 18 年 4 月 5 日開催の当社臨時株主総会の付議内容

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、より一層の株主のみなさまの利益を重視した業績展開を図ることを狙いとして、ストックオプションの目的で、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、以下の要領で新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点において権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式1株とする。ただし、前項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (2) に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。この場合、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年4月6日から平成28年4月5日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社及び当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはその限りではない。

権利の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、または当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書もしくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合、存続会社または当社の完全親会社に新株予約権にかかる義務が承継されるときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が上記(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、いつでも、これを無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上